

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 ■■■■■ 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

被告JERA準備書面（2）

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告株式会社JERA訴訟代理人

弁護士 大久保 圭

同 須藤 希 祥

同 中村 慶 彦

同 建部 壮一郎

本準備書面において、被告JERAは、まず、令和7年1月31日付け原告ら第1準備書面（以下「原告ら第1準備書面」という。）に対して必要な範囲で反論を述べる。また、令和7年3月31日付け原告ら第2準備書面（求釈明申立書）（以下「原告ら第2準備書面」という。）における求釈明について、争点の整理に必要な限度において回答する。なお、略語の使用については、被告JERA答弁書及び令和7年1月31日付け被告JERA準備書面（1）（以下「被告JERA準備書面（1）」という。）の例に倣うこととする。

目次

一 原告ら第1準備書面に対する反論	3
第1 はじめに	3
第2 将来給付請求権適格は訴訟要件であること（（i）に対する反論）	3
1 原告らの主張の概要	3
2 原告らの主張が誤りであること	4
3 被告らの訴訟追行姿勢を論難する原告らの主張が失当であること	5
第3 昭和56年最判の射程は本件に及ぶこと（（ii）に対する反論）	6
1 原告らの主張の概要	6
2 昭和56年最判はその対象を損害賠償請求に限定していないこと	7
3 「事案の相違」を指摘する原告らの主張には理論的根拠が欠けていること	7
4 本件訴訟の訴訟物が「期限付請求権」ないし「条件付請求権」類似の請求権であるという主張が失当であること	8
5 小括	10
第4 将来の差止請求（不作為請求）においても原告と被告の手続保障の衡平を図る必要性があること（（iii）に対する反論）	10
1 原告らの主張の概要	10
2 将来二酸化炭素削減義務がより厳しくなるという原告らの推測を所与の前提とすることはできないこと（①に対する反論）	11
3 原告らが将来の時点における要件事実について主張立証を尽くすことはあり得ないこと（②に対する反論）	12
4 強制執行手続において被告の手続保障が図られるという主張は失当であること（③に対する反論）	13
第5 結語	15
二 原告ら第2準備書面に対する回答	16
第1 被告JERAグループの2019年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について	16
第2 被告JERA及び被告JERAグループの2013年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について	16
第3 被告JERAの2030年度の二酸化炭素削減目標に関する求釈明について	17
1 原告らの求釈明	17
2 求釈明に対する回答	17

一 原告ら第1準備書面に対する反論

第1 はじめに

被告 J E R A は、被告 J E R A 答弁書において、昭和 5 6 年最判の判示に照らし、原告らの請求は、将来給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格（以下「将来給付請求権適格」という。）を欠いており不適法であることを明らかにした。

これに対し、原告らは、（i）差止請求訴訟における将来給付請求権適格の判断は差止請求権の実体要件の判断に包含される（原告ら第1準備書面第1・2（3～4頁））、（ii）昭和56年最判の射程は本件訴訟には及ばない（同第1・3（4頁）及び第2（6～16頁））、及び、（iii）将来の差止請求（不作為請求）について被告の手續保障に欠けることはない（同第1・4（4～6頁）及び第3（16～19頁））などと縷々反論する。しかし、以下に述べるとおり、これらはいずれも失当であり、被告 J E R A の主張を左右するものではない。したがって、被告 J E R A 答弁書において述べたとおり、本件訴えは、直ちに却下されるべきである。

第2 将来給付請求権適格は訴訟要件であること（（i）に対する反論）

1 原告らの主張の概要

原告らは、「差止請求訴訟においては、権利利益の侵害の蓋然性が本案要件として判断されることから、被告らが述べる『給付請求権が現在において十分に具体化・特定化されているか否か』の判断は本案要件に位置づけられているといえる（したがって、権利利益の侵害の蓋然性が認められない場合には、民訴法135条によって請求が却下されるのではなく、請求が棄却される。同様に解する裁判例として、名古屋高判平成10年12月17日判タ1015号256頁）。」と主張するが（原

告ら第1準備書面3頁)、誤りである。

2 原告らの主張が誤りであること

(1) 原告らの主張は被告J E R Aの主張に対する反論にはなり得ないこと

そもそも、被告J E R Aは、原告の請求が将来給付請求権適格を欠いていると主張するに当たり、「給付請求権が現在において十分に具体化・特定化されているか否か」を問題としているわけではない。したがって、原告らの上記主張は、被告J E R Aとの関係では何の意味もない。

昭和56年最判が、将来給付請求権適格を訴訟要件と位置づけていることは疑いがないところであり、かつ、本件訴訟における原告らの請求が将来給付請求権適格を欠いていることは既に明らかにしたとおりである（被告J E R A答弁書第2・3（4～6頁））。そして、この点について原告らから将来給付請求権適格を備えている旨の反論がなされていない以上、訴訟要件を欠き不適法であることは明らかである。

なお、原告らは、ある訴訟要件の有無の判断が本案要件（実体要件）の判断と重複する場合にはこれが訴訟要件に該当しなくなるという前提に立つものと考えられるが、これも誤りである。例えば、昭和56年最判は将来給付請求権適格の要件の一つとして「請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在」することを挙げているが、当然のことながらこの判断は本案要件（実体要件）の判断とも重複する。しかし、そうであるからといって将来給付請求権適格が訴訟要件に該当しなくなるわけでないことは当然である。

したがって、原告らの主張は、いかなる意味においても被告J E R Aの主張に対する反論には到底なり得ない。

（２）原告らの言及する裁判例は原告らの主張を理由づけるものではないこと

さらに、原告らは、自らの主張の根拠として名古屋高判平成１０年１２月１７日判タ１０１５号２５６頁（以下「平成１０年名古屋高判」という。）に言及するが（原告ら第１準備書面３頁）、平成１０年名古屋高判は、本件とは全く異なる事案についての判断を示したものであり、その判示は本件において些かも参考になるものではない。

平成１０年名古屋高判は、河川における堰の建設工事の差止めが求められた事案において、「履行期日の限定されていない建設差止請求訴訟は、現在から将来にわたり建設行為をしないという継続的な不作為を請求する訴訟であって、事実審の口頭弁論終結時点における右継続的不作為請求権の存否を審理の対象としているとみるべきであるから、これを直ちに将来給付の訴えと解することはでき」ないと判示している（下線・太字による強調は被告ＪＥＲＡ訴訟代理人による。以下同じ。）。すなわち、平成１０年名古屋高判における請求は、現在の給付（不作為）を求めるものであり、仮に当該請求が認容された場合には結果的にその効果が将来にも及ぶにすぎない。そうである以上、平成１０年名古屋高判において、将来の給付の訴えに係る民事訴訟法１３５条の要件が必要とならないと判断されたことは当然である。この点において、２０３０年度及び２０３５年度という将来の特定の時点における給付（不作為）を請求する本件とは、明らかに事案が異なっている。

したがって、原告らの言及する裁判例がその主張を理由づけるものでないことは明白である。

３ 被告らの訴訟追行姿勢を論難する原告らの主張が失当であること

原告らは、被告らが昭和５６年最判に基づいて将来給付請求権適格について主張することについて、「昭和５６年最判の規範を形式的に引用することで、あえて実体

論の認否反論を避けており、同事件の規範との関係でも抽象論を述べるのに終始しており、CO₂を大量排出し、気候変動対策に主体的に取り組むべき立場にある者として、かかる訴訟遂行の姿勢は極めて不誠実である」と主張する（原告ら第1準備書面4頁）。

しかしながら、民事訴訟の被告が訴訟要件の欠缺を主張することは法律上当然に認められた正当な防御活動であるし、被告JERAは昭和56年最判が示した将来給付請求権適格の要件について必要十分な主張を行っているから、この点について「極めて不誠実」などと評される謂われがないことは明らかである。また、被告らが二酸化炭素を排出しているか否かや被告らが気候変動対策において如何なる立場を取るべきかといった事情は、訴訟要件の欠缺に係る主張を行うことの是非に何ら影響を与えるものではない。原告らの主張は、被告JERAに対して極めて不適切な表現を用いて不当な論難を加えるものであり、失当といわざるを得ない。

また、いずれにせよ、被告JERAは、被告JERA準備書面（1）において既に請求原因に対する認否反論を行った。

第3 昭和56年最判の射程は本件に及ぶこと（(ii)に対する反論）

1 原告らの主張の概要

被告JERA答弁書において述べたとおり、昭和56年最判が訴訟要件として将来給付請求権適格が必要であるとした趣旨は、将来の差止請求（不作為請求）にも妥当する（被告JERA答弁書3～4頁）。これに対し、原告らは、昭和56年最判は差止請求の要件について言及したものではない（原告ら第1準備書面4頁）とか、本件においても昭和56年最判の判示する将来給付請求権適格が必要とする被告らの主張は、昭和56年最判と本件との間の「事案の相違を無視した不適切かつ不適当な主張である」などと反論するが（同7頁）、いずれも失当である。

2 昭和56年最判はその対象を損害賠償請求に限定していないこと

原告らは、「昭和56年最判は民事訴訟における差止請求の適格要件について何ら言及したものではない」と主張する（原告ら第1準備書面4頁）。

しかし、昭和56年最判は、将来の損害賠償請求を却下するに当たって将来給付請求権適格が必要である旨を判示したものであるから、そこで差止請求について直接言及されていないのは当然である。他方で、昭和56年最判は、「将来の給付の訴え」に一般的に妥当する議論を展開した上で、これが例外的に認められるためには訴訟要件として将来給付請求権適格が必要である旨を判示しているのであり、この判示に当たって、当該事件において請求されているのが損害賠償であるという特徴に着目したことは一切窺われない。すなわち、昭和56年最判がその射程を将来の損害賠償請求権に限定する趣旨に出たものと解する理由は一切存在しない。将来における成否不明の不法行為に対する救済を求めている点において昭和56年最判と本件との間に差異はない以上、昭和56年最判の射程が本件にも及ぶことはいうまでもない。

3 「事案の相違」を指摘する原告らの主張には理論的根拠が欠けていること

原告らは、将来給付請求権適格に係る被告らの主張について、昭和56年最判と本件との間の「事案の相違を無視した不適切かつ不適当な主張である」と主張するが（原告ら第1準備書面7頁）、昭和56年最判と本件との間に、いかなる「事案の相違」が存在し、当該相違が何故に昭和56年最判の射程が本件に及ばないことを理由づけるのかについての理論的根拠を明らかにしていない。

すなわち、原告らは、昭和56年最判について、「口頭弁論終結時点では、口頭弁論終結後の将来の不法行為の成否は流動的であり、よって将来の損害賠償請求権の

存否もいまだ確定できないため、これを訴訟物とすること（判決主文においてその存在を宣言すること）の許容性が問題になりうる」と述べる一方、「本件訴訟は、気候変動による人権侵害の予防〔中略〕を求めるものであって、昭和５６年最判における許容性の議論は妥当」しないと主張する（原告ら第１準備書面６～７頁）。しかし、本件における原告らの請求は、将来の特定の時点における不法行為を理由とする差止請求であって、「口頭弁論終結時点では、口頭弁論終結後の将来の不法行為の成否は流動的である」という点や、将来の権利の「存否もいまだ確定できない」という点において、昭和５６年最判と何ら異なるところはない。むしろ、昭和５６年最判は、口頭弁論終結時点で既に成立している不法行為が将来に亘って継続することが見込まれるという場面であるのに対し、本件では、口頭弁論終結時点では成立しておらず、将来の特定の時点において成立すると主張する不法行為が問題となっているのであり、将来における不法行為の成否や請求権の存否に係る不確実性はさらに高いものといえる。そして、原告らは、それにもかかわらず、本件に昭和５６年最判の射程が及ばない理論的根拠を一切述べていない。したがって、原告らの主張は失当である。

なお、原告らは、これに続き、「気候変動の特殊性」について縷々述べているが（原告ら第１準備書面７～１５頁）、訴訟要件の要否を左右する請求権としての特質に関する議論ではないため、無関係である。

４ 本件訴訟の訴訟物が「期限付請求権」ないし「条件付請求権」類似の請求権であるという主張が失当であること

この点に関して、原告らは、本件訴訟の訴訟物が、「被告らが民事訴訟法１３５条の対象として主張する『期限付請求権』ないし『条件付請求権』類似の請求権」であると主張する（原告ら第１準備書面１６頁）。

しかし、原告らの上記主張は、その趣旨が判然としない。すなわち、原告らのい

う「期限」や「条件」の内容は、「本件訴訟における差止請求の内容を構成する排出削減義務の履行は、人類社会において未曾有の地球温暖化による気候変動の危険を回避するための国際社会における『条件』ともなっており、2030年度及び2035年度の排出量についての請求は時期的にこの時までに履行しなければ間に合わない最低限の『期限』(タイムリミット)である」(原告ら第1準備書面16頁)というもののようである。しかし、これらは、少なくとも、法的な意味における「期限」や「条件」に係る主張と解することはできない。そのため、原告らの上記主張は、将来給付請求権適格との関係で如何なる意義を有する主張であるのか全く不明であるといわざるを得ない。

また、そもそも、昭和56年最判は、「期限付請求権」や「条件付請求権」であれば一律に将来給付請求権適格が認められると判示しているわけではなく、被告JERRAにおいてもそのような主張はしていないから、原告らの主張はその前提において誤っている。すなわち、昭和56年最判は「同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなもの」について、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される。」と判示している。このように、将来給付請求権適格を有するか否かの判断に当たって重要なのは上記下線部の特徴であり、その例として「期限付請求権」や「条件付請求権」が挙げられているにすぎない。したがって、上記下線部の特徴を有しているか否かという点を見捨て、「期限付請求権」ないし「条件付請求権」に類似するか否かを議論することには何ら意味はないのであり、原告らの主張は的外れと

いうほかない。

5 小括

以上に述べたとおり、昭和56年最判の射程が本件には及ばないという原告らの主張には理論的根拠が全く示されておらず、失当である。

第4 将来の差止請求（不作為請求）においても原告と被告の手続保障の衡平を図る必要性があること（(iii)に対する反論）

1 原告らの主張の概要

被告JERAは、昭和56年最判が将来給付請求権適格を要するとした趣旨について、口頭弁論終結時に存在しない事実の主張・立証に関する手続保障上の衡平を図るためであると解される旨を主張した（被告JERA答弁書3～4頁）。これに対し、原告らは、①上記主張は将来二酸化炭素削減義務が軽減され得ることを前提とするものであるところ、二酸化炭素削減義務は加重されることはあっても軽減されることはない旨（原告ら第1準備書面5頁）、②将来の時点における被告らの義務という要件事実について主張立証を尽くしており、原告らに負担がないわけではない旨（原告ら第1準備書面16～17頁）、及び、③本件請求は不作為請求であり、強制執行に当たっては間接強制等の方法によることになるところ、その中で被告らの手続保障は十分になされ得る旨（原告ら第1準備書面17～19頁）を縷々主張するが、これらはいずれも失当である。

2 将来二酸化炭素削減義務がより厳しくなるという原告らの推測を所与の前提とすることはできないこと（①に対する反論）

原告らは、手続保障に関する被告らの主張には、「時間の経過とともに被告らの排出削減義務が軽減されるかのような主張」が見られるところ、「気候変動という問題の特殊性に照らせば、被告らの排出削減義務は加重されることはあっても、軽減されることはない。」と断定的に述べ、あたかも二酸化炭素排出削減義務の有無及び当該義務の内容に係る将来の法的評価の変化の可能性を考慮する必要がないかのように主張する（原告ら第1準備書面5頁）¹。

しかし、そもそも、一法人である被告J E R Aが原告ら個人に対して負う二酸化炭素排出削減義務なるものを観念する余地はないし、仮に万が一これが観念できるという前提に立つとしても、これは将来の時点における法的評価であって今後発生する種々の事情に左右されるものであるから、当該義務が将来加重されることはあっても軽減されることはないとは断言することができるものではなく、これは原告らによる単なる推測にすぎない。そして、将来給付請求権適格の要否の判断だけでなく、本案についての判断を行うに当たっても、当然のことながら、原告らの単なる推測を確定的な事実であるかのごとく所与の前提とすることができるものではない。

この点に関し、原告らは、「被告らは現時点においても将来においても排出削減の必要性を認めておらず、排出削減の意思も持ち合わせていないというほかない。」と述べる（原告ら第1準備書面6頁）。しかしながら、被告J E R A準備書面（1）において述べたとおり、被告J E R Aは、2050年時点でその国内外の事業から排出される二酸化炭素の量をゼロにすることを目指す「J E R Aゼロエミッション2050」を策定及び公表しているのであって（乙1・26頁、乙2・5頁）、原告ら

¹ この点は、他の箇所においても、「今後求められる排出削減の水準は高められることはあっても引き下げられることはない」（原告ら第1準備書面16頁）、「今後も危険な気候変動の影響の評価の精度が高まることはあっても、低下することはない、削減義務はより厳しくなる」（原告ら第1準備書面17頁）というように何度も強調されている。

の主張は明らかに事実と反する。

3 原告らが将来の時点における要件事実について主張立証を尽くすことはあり得ないこと（②に対する反論）

原告らは、「将来の時点における被告らの義務という要件事実について主張立証を尽くしており、原告らに負担がないかのように述べる被告らの主張は誤りと言わざるを得ない。」と主張する（原告ら第1準備書面17頁）。

しかし、そもそも、被告JERA準備書面（1）第1（5～7頁）において述べたとおり、不法行為に基づく差止請求権は明文上の根拠を欠くものであるから、原告らが主張・立証を尽くしたと主張する「要件事実」なるもの自体が全く不明である。

また、この点を措き、不法行為に基づく差止請求権の要件として何らかの請求原因事実を想定するとしても、原告らの請求が将来の時点における不法行為に基づくものである以上、その請求原因事実には将来の時点における事実を含まざるを得ない。しかし、将来の時点で請求原因事実が存在することを現時点（口頭弁論終結時）において立証することは不可能である。そうである以上、現時点（口頭弁論終結時）において、将来の時点における被告らの義務について、原告らの主張立証が尽くされることはあり得ない。具体的には、例えば、仮に万が一被告JERAが原告ら個人に対して負う二酸化炭素排出削減義務なるものを観念することができるという前提に立つとしても、将来の特定の時点における二酸化炭素排出削減義務の有無及び当該義務の内容はその時点における法的な評価であって、これらに係る判断は「将来に亘る国のエネルギー政策や国際ルールの推移、国際的な評価の見直し等、及び、それらの事情による受忍限度の変化の影響」（被告JERA答弁書5頁）により左右されるものである。そして、将来の特定の時点における二酸化炭素排出削減義務の有無や当該義務の内容を基礎づける事実、当該時点に至らなければ明らかになら

ない。そうである以上、現時点（口頭弁論終結時）でこれを立証することは不可能である。

したがって、原告らが将来の時点における被告らの義務という要件事実について主張立証を尽くしているという原告らの主張は、明らかに誤っており失当である。

4 強制執行手続において被告の手続保障が図られるという主張は失当であること（③に対する反論）

原告らは、「強制執行に対応する被告の手続保障」に関して、④被告らが衡平ではないと主張する「手続保障」とは何を意味するのか明らかでなく、本件訴訟においては不適切な表現である旨（原告ら第1準備書面18頁）、⑤間接強制においては債務者に対する審尋（民事執行法172条3項）を行わなければならないとされており、一定の手続保障がなされうる旨（同頁）²、及び、⑥将来時点において事情変更等を理由として争う場合には、請求異議訴訟を提起する余地があり、その時点で総合考慮が行われるから、被告らがその全てについて立証責任を負うものではない旨を主張する（同頁～19頁）。

（1）被告JERAが主張する「手続保障」の意義は何ら不明確ではないこと（②に対する反論）

まず、上記②について、被告JERAが「被告の手続保障に欠けることとなる」と主張する趣旨は、既に述べたとおりであり（被告JERA答弁書4頁）、「手続保障」の意義は明らかである。念のために敷衍すると、既に述べたとおり、将来の給

² なお、原告らは（抽象的）不作為請求について、間接強制に加えて代替執行によることができることを前提に縷々主張するが（原告ら第1準備書面18頁）、不作為義務は、債務者自身が一定の作為をしない義務であり、他人が代わりに行うことのできない義務であるから、代替執行によることはできない。

付請求権を認めるに当たっては、その請求原因事実に現時点では発生していない将来の事実が含まれる。また、これに対する抗弁事実についても同様である。よって、本来はその将来の事実に係る主張・立証及びその認定を経なければ給付請求権の存否について判断することはできない。それにもかかわらず、将来給付の訴えにおいて請求を認容する場合には、これを経ることなく原告の請求を認容する判決を出すことになる。このように、将来給付の訴えにおいては、本来認容判決を出すに当たって認定すべき将来の事実に係る被告の攻撃防御の機会が奪われることから、被告の手続保障に欠けると主張しているのである。そして、昭和56年最判は、以上を踏まえた上で、将来給付の訴えが認められるのは、このような手続保障の不均衡を被告に強いても酷とはいえない例外的な場合に限られる旨を判示したものと考えられる。

上記のとおり、被告 J E R A は「手続保障」という語をそれに適した意義で用いているのであって、「不適切な表現」などと論難される謂われは皆無である。

（２）間接強制決定申立てにおける審尋は被告 J E R A の手続保障としては不十分であること（⑩に対する反論）

また、上記⑩について、そもそも間接強制決定申立てを受けた執行裁判所が審理を行うのは、強制執行開始の一般的要件及び間接強制の要件の有無に限られ、債務名義に係る請求権の実体的な存否の問題（将来の特定の時点における被告 J E R A の火力発電による二酸化炭素排出量を一定以下とする義務の存否）は、審理の対象とならない。

したがって、間接強制決定申立てにおいて審尋が行われたところで被告 J E R A の手続保障が図られているとは到底いえない。

(3) 請求異議訴訟において争う余地があるという原告らの主張はそもそもの外れであること (㉔に対する反論)

さらに、上記㉔についても、原告らの主張はそもそもの外れである。すなわち、昭和56年最判は、本来権利義務を確定するために必要となる事実認定を行うことなく判決を出すことが許されるのは、本来判決の前提として認定されなければならない事実についての審理を求めるために、新たに請求異議訴訟を提起することを余儀なくされるという「負担」(手続保障上の不均衡)を被告に強いても酷とはいえない場合に限られるという解釈を示しているものであり、請求異議訴訟を提起して争う余地があることを指摘したところで何の意味もない。

(4) 小括

以上に述べたとおり、強制執行手続において被告の手続保障が図られるとする原告らの主張は失当である。昭和56年最判の趣旨は本件にも当然に及ぶのであり、そこに示された要件を満たさない限り、将来給付請求権適格は認められない。

第5 結語

以上に述べたとおり、原告らの主張はいずれも失当である。したがって、本件訴えは、将来給付請求権適格を欠いており不適法であって、直ちに却下されるべきである。

二 原告ら第2準備書面に対する回答

第1 被告JERAグループの2019年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について

原告らは、被告JERAに対して、2019年度の被告JERAグループ³の発電事業に伴う二酸化炭素排出量に関して、被告JERAグループの各発電所の全体排出量、出資比率及び最終的に算出される出資比率に従った排出量を明らかにするように求めている（原告ら第2準備書面第2・3（1）（6～7頁））。

しかしながら、被告JERAは既に2019年度の被告JERAグループの発電事業に伴う二酸化炭素排出量が13,942万トンである旨を主張しており（被告JERA準備書面（1）38頁）、これは原告らが「修正表29」（原告ら第2準備書面4～5頁）において主張する二酸化炭素排出量（13,890万トン）を上回るものである。そうである以上、被告JERAにおいて、これを超える情報（そこには非公開情報も含まれている。）を明らかにしなければならない理由はない。したがって、原告らの上記求釈明に応じる必要性は認められない。

第2 被告JERA及び被告JERAグループの2013年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量に関する求釈明について

原告らは、被告JERAに対して、2013年度における①「JERA本体分」の販売電力に係る二酸化炭素排出量及びその根拠（原告ら第2準備書面第3・4（1）①（11頁））、並びに②被告JERAグループの販売電力に係る二酸化炭素排出量、その対象設備及び割合を明らかにするよう求めている（原告ら第2準備書面第3・

³ 統合報告書における「国内JERAグループ」を指す。

4 (1) ② (11頁))。

しかしながら、原告らは、被告らに対して、「その販売する電気にかかる火力発電によるCO₂の年間排出量を、2019年度の年間排出量と比較して、2030年度までに48%、2035年度までに65%削減した量を上限とし、これを超えてはならないことを命じる判決」を求めているのであって(訴状150頁)、被告JERA及び被告JERAグループの2013年度の販売電力に係る二酸化炭素排出量は、請求の趣旨及びこれに係る被告JERAの義務の存否及び内容に何ら関連しない。したがって、原告らの上記求釈明に応じる必要性は認められない。

第3 被告JERAの2030年度の二酸化炭素削減目標に関する求釈明について

1 原告らの求釈明

原告らは、被告JERAが主張する「2030年度までに、二酸化炭素排出量について政府が示す2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づき、国全体の火力発電からの排出原単位と比べて20%減を実現する」という目標(以下「被告JERA2030年度目標」という。)について、被告JERAの「本体又はグループの2030年度のCO₂排出量についての目標を具体的に策定しているとの趣旨か」、及び、「これがあるのであれば策定時及びその内容」を明らかにすることを求めている(原告ら第2準備書面第4・1(13~14頁))。

2 求釈明に対する回答

原告らが述べる「具体的に策定している」ことがいかなる内容を指すのか明らかではないが、被告JERA2030年度目標の内容は、以下のとおりである。

「排出原単位」とは、活動量あたりの温室効果ガス排出量のことをいい、ここで

は電力量1 kWhを発電する際に排出される二酸化炭素排出量を指す。そして、被告JERA2030年度目標は、2030年度までに、政府が公表する2030年度の長期エネルギー需給見通しに基づいて算出された国全体の火力発電からの排出原単位よりも、被告JERAグループの排出原単位を20%低い値とすることを目指すことを内容とするものである。

二酸化炭素排出量は、国内の電力需要並びに原子力及び再生可能エネルギーの発電電力量その他の外的要因の影響を受けて火力発電電力量が増減することにより大きく左右される。他方で、排出原単位は、二酸化炭素排出量そのものではなく、電力量1 kWhを発電する際に排出される二酸化炭素排出量であるから、このような外的要因の影響を受けにくい。そこで、被告JERAグループにおける二酸化炭素排出量削減に係る取り組み、及び、火力事業分野における国のエネルギー政策への貢献度を分かりやすい指標をもって測るために、目標の設定に当たって排出原単位を用いている。

以 上